

(証券コード：6648)

2020年6月11日

株 主 各 位

山 形 県 南 陽 市 小 岩 沢 2 2 5 番 地  
株 式 会 社 か わ で ん  
代 表 取 締 役 社 長 信 岡 久 司

### 第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

今回の株主総会は新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場の自粛を特別にご検討いただき、事前の書面による議決権行使をお願い申し上げます。

事前の議決権行使については、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午後1時30分
2. 場 所 山形県南陽市小岩沢225番地 当社本社  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第99期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 監査役3名選任の件  
第3号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

◎ 新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。また、ご来場時には検温をお願いする場合もございますのでご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご

来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。また、当社役員につきまして、感染拡大リスクの低減および会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただく可能性があります。株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kawaden.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

- ◎ 本総会におきましては、工場見学会、並びに株主様との懇親会の開催を自粛させていただきます。また、お土産の当日の配布は控えさせていただきます。
- ◎ なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kawaden.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

( 2019年4月1日から )  
( 2020年3月31日まで )

## 1. 株式会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調での推移となりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う、個人消費や企業活動の大幅な縮小により景気の悪化が続くことが見込まれます。

当業界におきましては、首都圏を中心とした再開発など民間設備投資は増加傾向で推移してはいましたが、受注価格競争の激化に加え新型コロナウイルス感染症拡大による建設工期の遅れや見直しなどから、先行き不透明な状況となっております。

このような厳しい状況下で、当社は全社員一丸となり、営業活動の強化やお客様対応の充実に加え更なる品質の向上を目標に掲げ、顧客満足を最優先に全力を傾注し営業活動を展開いたしました。これにより売上高は21,009百万円（前期比8.1%増）となりました。

利益につきましては、受注・価格競争の激化が継続していることに加え、当事業年度の上期における納期集中・生産量の増加などにより外部発注が増えたことで製造費用が前期と比較し増加となり、この結果営業利益は881百万円（前期比28.7%減）、経常利益は1,008百万円（前期比18.3%減）、当期純利益は661百万円（前期比25.6%減）となりました。

### (2) 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

### (3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は、475百万円であります。

主な内容は、山形工場及び九州工場における建物設備の更新や全社的なシステムの更新などによる増加であります。

#### (4) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2016年度 第96期	2017年度 第97期	2018年度 第98期	2019年度 第99期 (当事業年度)
売 上 高	19,207,978千円	18,832,706千円	19,430,593千円	21,009,844千円
当 期 純 利 益	1,028,016千円	1,292,953千円	889,324千円	661,924千円
1株当たり当期純利益	320.91円	403.63円	277.63円	206.64円
総 資 産	17,828,639千円	18,010,857千円	19,643,434千円	19,340,656千円
純 資 産	12,115,700千円	13,206,588千円	13,766,830千円	14,114,059千円

#### (5) 対処すべき課題

当社の業績は国内の建設業界なかんずく民間非住宅建築投資の動向に強く影響を受けております。緩やかながらも増加基調での推移が継続しております。民間非住宅建築投資についても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により企業収益の減少が見込まれ、今後は厳しい状況が継続していくものと予想されます。このような経営環境の下において、当社の経営理念に基づき以下の項目を事業上及び財務上の課題として認識しております。

##### ① 更なる品質の向上について

当社は永年積み重ねてきた生産方式に日々改善を加えてまいりました。改善活動は徹底した生産拠点の効率性を追求し、製品品質の向上とリードタイムの短縮、コスト削減を目指すものであります。また、当社は山形、九州の両工場でISO9001を取得し品質管理を徹底しております。今後当社がカスタム型配電制御設備大手専門メーカーとしての地位を維持するためには、何より製品品質の維持・向上が必要であり、ひいてはそれを支える生産技術の向上が不可欠であります。今後は従前の改善活動を更に強化したうえで生産技術の向上に努める所存であります。

##### ② リニューアル事業への取組みについて

当社が取り組む配電制御設備市場にはビルの新築時のものと、配電制御設備のみの入替え、改良によるものがあります。後者による市場（以下「リニューアル市場」という。）では、現存の設備を納入した業者に再発注される場合が多く、長期に亘ってカスタム型配電制御設備大手専門メーカーであった当社が受注を獲得し易い市場であると同時に、顧客と長期的な関係を築くことにより継続的な収益に繋がる可能性もあります。

当社は従来よりリニューアル市場に特に着目し、リニューアル向け売上を数値目標化し、当市場での当社のプレゼンス向上に努めてまいりました。

今後も同市場向けの売上高比率を40%超へ向上させ、収益の向上及び安定化を図る所存であります。

③ 生産コストの低減

当社は改善活動の積み重ねにより、継続的に生産コストの低減を行ってまいりました。今後も一層の固定費削減と設計段階から標準化・モジュール化に取り組み製造コストの削減、生産性の向上を行い、更なるコストの低減に努めてまいります。

④ リードタイムの短縮について

当社は前述の改善活動の積み重ねにより、日々リードタイム短縮に取り組んでおります。配電制御設備は通常建設工事日程に深く組み込まれており、納期遅れは大きな問題となるため、リードタイムの短縮は生産コストの低減のみならず納期遅れによるクレームを未然に防ぐ他、競合他社との差別化に繋がります。当社はリードタイムの維持、更なる短縮を行うことにより、他社との違いを鮮明に打ち出し、更なる競争力の強化を行う所存であります。

⑤ 環境への対応

当社は従来より環境への配慮を重要課題ととらえ、山形工場では1998年にISO14001を取得し、環境重視・省エネルギー製品の拡充を行っております。また、環境会計を2000年より導入し、エネルギー等の数値管理を行い、省エネルギーとリサイクル等の事業活動をより強化してまいりました。昨今の企業にCSR（企業の社会的責任）に配慮した企業運営への要求が強まる傾向に対応して、当社は環境への配慮を意識した企業運営を一層推進していく所存であります。

⑥ 与信管理体制の強化

2020年以降、新型コロナウイルス感染症拡大による影響から今後の経済環境における企業の倒産件数は増加していくことが懸念されるなど先行きは非常に不透明な状況となっております。このような状況下において当社は、営業部門において得意先別与信限度管理と売掛金の回収の強化を図り、経理部門においては債権管理を徹底することにより、貸倒れの発生を防ぐ所存であります。

⑦ 自己株式の管理

当事業年度末の自己株式の残高は1,862百万円（988,786株）であり、発行済株式総数の23.58%を所有しております。当該自己株式は、資本政策の柔軟性・機動性を確保するため取得しておりますが、自己株式の処分につきましては今後の対処すべき課題の一つと認識しております。

⑧ 企業としての社会的責任とコンプライアンス意識の向上

当社は永年培ってきた「KAWADEN」ブランドに責任と誇りを持ち、法令・社会倫理を遵守していく企業としての社会的責任を負っていると考えております。そのため全社をあげてコンプライアンス意識を高め健全な企業活動を継続させていくことに努める所存であります。

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

ビル及び工場、産業施設、大型マンション向けの高低圧配電盤、制御盤、分電盤などの配電制御設備の製造・販売を行っております。

(7) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

本社・山形工場 (本店)	山形県南陽市小岩沢225番地
東京本社	東京都港区港南三丁目8番1号 5階
九州工場	佐賀県佐賀市大和町大字川上4583番地1
首都圏第一・第二支社 エンジニアリング部	東京都港区港南三丁目8番1号 5階
関西・中部支社	大阪府大阪市淀川区西中島一丁目11番16号 新大阪CSPビル北館2階
その他の支社	東北支社 (仙台市) 関東支社 (さいたま市) 西日本支社 (福岡市)

(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数 (人)	前期末比増減 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
775	△3	40.4	16.7

(注) 従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(9) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
	千円
株式会社みずほ銀行	250,000
株式会社三井住友銀行	250,000
株式会社三菱UFJ銀行	250,000
三井住友信託銀行株式会社	58,335
株式会社山形銀行	58,335
株式会社きらやか銀行	33,360
株式会社七十七銀行	25,300
株式会社荘内銀行	12,497
計	937,827

## 2. 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 (普通株式) 14,400,000株  
 (2) 発行済株式の総数 (普通株式) 3,203,214株  
 (自己株式988,786株を除く)  
 (3) 株主数 1,164名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 光 通 信	357,300	11.15
富 士 化 学 塗 料 株 式 会 社	350,000	10.92
佐 藤 商 事 株 式 会 社	115,000	3.59
株 式 会 社 立 花 エ レ テ ッ ク	108,500	3.38
株 式 会 社 関 電 工	100,000	3.12
株 式 会 社 き ん で ん	100,000	3.12
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	100,000	3.12
株 式 会 社 エ ム ・ ア イ ・ ピ ー	99,900	3.11
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	97,900	3.05
か わ で ん 従 業 員 持 株 会	92,200	2.87

(注) 1. 当社は、自己株式を988,786株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役に関する事項（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	西 谷 賢	
代表取締役社長	信 岡 久 司	
代 表 取 締 役 取 締 役 専 務 取 締 役	光 藤 淳 一	経営管理本部長 兼 経営企画室長
常 務 取 締 役	相 澤 利 雄	営業本部長
取 締 役	武 田 吉 史	製造本部長
取 締 役	武 田 昌 宏	社長室長 兼 経営管理本部副本部長
取 締 役	加 藤 晶 彦	技術本部長
取 締 役	三ッ橋 聖 治	営業本部副本部長 兼 西日本支社長
取 締 役	奥 村 勇 雄	独立行政法人国際協力機構調達部 外部評価委員 刈谷市入札監視委員会 委員長
取 締 役	眞 鍋 嘉 利	
取 締 役	竹 内 正 樹	株式会社万房 代表取締役
常 勤 監 査 役	伊 藤 禎 昭	
監 査 役	中 川 隆 進	学校法人東京経済大学 理事・評議員 株式会社トマト銀行 相談役
監 査 役	荒 木 新 五	荒木・西畑・三崎法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役の奥村 勇雄氏、眞鍋 嘉利氏、竹内 正樹氏は社外取締役であります。なお、当社は奥村 勇雄氏、眞鍋 嘉利氏、竹内 正樹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役の中川 隆進氏、荒木 新五氏は社外監査役であります。なお、当社は中川 隆進氏、荒木 新五氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、また、能力主義に基づく積極的な人材の登用のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は16名であります。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	11人 (3人)	182,700千円 (14,700千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3人 (2人)	27,400千円 (13,200千円)
計	14人	210,100千円

- (注) 1. 株主総会決議に基づく取締役報酬限度額(年額)は、240,000千円(2007年6月28日定時株主総会決議)であります。なお、使用人兼務給与は含まれません。
2. 株主総会決議に基づく監査役報酬限度額(年額)は、72,000千円(2007年6月28日定時株主総会決議)であります。
3. 上記のほか、本総会において付議いたしております「第3号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件」が承認された場合には、当社の役員退職慰労金支給規定に基づき退職慰労金を支給する予定であります。

## (3) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 奥村 勇雄氏は独立行政法人国際協力機構調達部の外部評価委員並びに刈谷市入札監視委員会の委員長であります。当社との特別な利害関係はありません。
  - ・取締役 竹内 正樹氏は株式会社万房の代表取締役であります。当社との特別な利害関係はありません。
  - ・監査役 中川 隆進氏は学校法人東京経済大学の理事・評議員並びに株式会社トマト銀行の相談役であります。当社との特別な利害関係はありません。
  - ・監査役 荒木 新五氏は荒木・西畑・三崎法律事務所の弁護士であります。当社との特別な利害関係はありません。

## ②主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	奥 村 勇 雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。
社 外 取 締 役	眞 鍋 嘉 利	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。
社 外 取 締 役	竹 内 正 樹	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。
社 外 監 査 役	中 川 隆 進	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。
社 外 監 査 役	荒 木 新 五	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。

(注) 各社外取締役及び各社外監査役は議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

## (4) 責任限定契約に関する事項

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 30,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(2)の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は次のとおりです。

監査契約の履行に伴い生じた当社の損害について、有限責任監査法人トーマツに故意又は重大な過失があった場合を除き、有限責任監査法人トーマツの会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度とする。

#### (4) 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

34,200千円

(注) 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、収益認識会計基準導入に係る助言・指導業務等についての対価を支払っております。

#### (5) 解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することができないと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

・業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

内部統制システムの基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり決議いたしました。

### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員の職務の執行が法令・定款に適合し、かつ社会的責任を果すため企業倫理憲章を定め、全役職員に周知徹底させる。
- ② 代表取締役は繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

文書管理規定に従い、取締役職務執行に係る情報を記録し保存する。取締役及び監査役は、文書管理規定により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

### (3) 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

- ① コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティにかかるリスクに関して組織横断的なリスク状況の監視ならびに全社的対応方針の決定については、代表取締役が委員長を努めるリスク管理委員会が行うものとし、危機の未然防止・迅速な対応・再発防止に取り組む。
- ② 各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。各部門長は定期的にリスク管理の状況をリスク管理委員会に報告する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 全社経営計画及び部門別業務計画を達成するための効率的な資源配分（資金、要員等）を行う。
- ② 取締役の職務分担および担当部門の職務分掌、職務権限を適切に配分する。
- ③ 合理的な意思決定の過程を経るために常勤取締役・役付執行役員を構成員とする経営会議を設置する。
- ④ 取締役会において、年度計画や当該年度計画に基づく事業部門ごとの業績目標と予算を設定する。
- ⑤ 経営会議及び取締役会において、業務計画の進捗状況を報告する。

- (5) **企業集団における業務の適正を確保するための体制**  
当社には親会社及び子会社の何れも存しないため、定めない。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における(監査役を補助すべき)使用人に関する体制**  
監査役を補助すべき使用人として、必要に応じて人員を配置する。
- (7) **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**  
必要に応じて監査役付使用人を設置する場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統に属さず監査役の指示命令に従うものとする。また当該使用人の異動、人事考課等に関しては監査役会の事前の同意を得るものとする。
- (8) **取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。
  - ② 内部監査室長は内部監査の結果を監査役会に報告するものとする。
- (9) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**  
監査役は必要に応じて顧問弁護士等の意見を求め、会計監査人、代表取締役と定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な業務監査の遂行を図る。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における運用状況は次のとおりであります。

- ・取締役会を13回開催し、経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の経營業績を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正の観点から審議いたしました。また、取締役会議事録や稟議書等の取締役職務執行に関する情報は規定に基づき、記録保存し常時閲覧出来るようにしております。
- ・監査役会を12回開催し、社外監査役を含む監査役は、監査に係る方針、計画等を協議決定し、重要社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査を行いました。
- ・内部監査室は内部統制システムが適切に機能しているか、不正が行われていないか、改善すべき事項はないか等を独立した立場から検証すべく、各部門に対して定期的に業務監査を実施いたしました。監査を通して顕在化した問題点は、被監査部門に対してその場で改善勧告を行うほか、社長及び常勤監査役に報告され、適時の改善がなされております。
- ・内部通報制度を整備し法令違反について早期発見と是正を行う体制を整備し運用を行っております。
- ・コンプライアンス推進部を中心にコンプライアンスに対する意識の向上に努めました。コンプライアンス教育の一環として、従業員の各職位に応じた集合研修を実施しております。また、リスク管理委員会コンプライアンス分科会を設置し、法令及び規程の遵守状況について確認・評価を定期的を実施しております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
<b>流動資産</b>	<b>14,948,135</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,049,411</b>
現金及び預金	8,645,038	買掛金	1,826,316
受取手形	686,972	短期借入金	541,663
電子記録債権	1,033,327	1年内返済予定長期借入金	221,097
売掛金	2,687,757	リース債務	2,819
製品	1,177,439	未払金	368,073
仕掛品	334,781	未払法人税等	274,264
原材料	298,892	未払消費税等	148,131
前払費用	32,221	未払費用	104,371
その他	53,171	前受金	14,071
貸倒引当金	△1,466	預り金	51,601
<b>固定資産</b>	<b>4,392,520</b>	賞与引当金	497,000
(有形固定資産)	<b>2,979,099</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,177,185</b>
建物	1,467,120	長期借入金	175,067
構築物	120,196	リース債務	5,773
機械及び装置	523,864	退職給付引当金	801,147
車両運搬具	7,004	役員退職慰労引当金	177,845
工具器具及び備品	229,212	資産除去債務	17,351
土地	589,136	<b>負債合計</b>	<b>5,226,596</b>
リース資産	7,812	(純資産の部)	
建設仮勘定	34,752	<b>株主資本</b>	<b>14,061,069</b>
(無形固定資産)	<b>330,029</b>	資本金	2,124,550
借地権	8,960	資本剰余金	1,476,817
電話加入権	12,726	資本準備金	531,587
ソフトウェア	300,971	その他資本剰余金	945,230
ソフトウェア仮勘定	7,330	<b>利益剰余金</b>	<b>12,321,990</b>
その他	41	その他利益剰余金	
(投資その他の資産)	<b>1,083,391</b>	繰越利益剰余金	12,321,990
投資有価証券	274,314	<b>自己株式</b>	<b>△1,862,288</b>
出資金	529	評価・換算差額等	52,989
長期前払費用	21,574	その他有価証券評価差	52,989
差入保証金	125,309		
会員権	14,129	<b>純資産合計</b>	<b>14,114,059</b>
保険積立	174,589	<b>負債・純資産合計</b>	<b>19,340,656</b>
繰延税金資産	469,886		
その他	3,058		
<b>資産合計</b>	<b>19,340,656</b>		



# 損 益 計 算 書

( 自 2019年4月1日 )  
( 至 2020年3月31日 )

科 目	金 額
高 上 原 価	千円 21,009,844
売 上 総 利 益	15,995,458
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,014,386
営 業 利 益	4,133,007
営 業 外 収 益	881,378
受 取 利 息 及 び 配 当 金	10,454
受 取 賃 貸 料	5,527
保 険 配 当 金	13,798
諸 手 当 見 積 差 額	128,460
そ の 他	35,884
営 業 外 費 用	194,126
支 払 利 息	5,994
売 上 債 権 売 却 損	43,138
売 上 割 引	11,456
閉 鎖 工 場 等 関 連 費 用	5,450
そ の 他	796
経 常 利 益	66,836
特 別 利 益	1,008,668
固 定 資 産 売 却 益	112
特 別 損 失	112
固 定 資 産 除 却 損	6,313
税 引 前 当 期 純 利 益	6,313
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,002,467
法 人 税 等 調 整 額	301,442
当 期 純 利 益	39,100
	340,542
	661,924

## 株主資本等変動計算書

( 自 2019年4月1日 )  
( 至 2020年3月31日 )

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式		
2019年4月1日 残高	2,124,550	531,587	945,230	1,476,817	11,916,322	11,916,322	△1,862,288	13,655,401	
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当					△256,257	△256,257		△256,257	
当 期 純 利 益					661,924	661,924		661,924	
自 己 株 式 の 取 得									
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 )									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	405,667	405,667	-	405,667	
2020年3月31日 残高	2,124,550	531,587	945,230	1,476,817	12,321,990	12,321,990	△1,862,288	14,061,069	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2019年4月1日 残高	111,428	111,428	13,766,830
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△256,257
当 期 純 利 益			661,924
自 己 株 式 の 取 得			
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 )	△58,438	△58,438	△58,438
事業年度中の変動額合計	△58,438	△58,438	347,229
2020年3月31日 残高	52,989	52,989	14,114,059

## 1. 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの 移動平均法による原価法

### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を含む）、構築物並びに機械及び装置は定額法、それ以外は定率法であります。

ただし、2016年3月31日以前に取得した製造部門以外の建物附属設備及び構築物については定率法であります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械及び装置 2～7年

工具器具及び備品 2～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 消費税及び地方消費税の処理方法

税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	6,473,895千円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
建物	278,137千円
土地	364,327千円
計	642,464千円
② 担保に係る債務	
長期借入金	108,341千円
1年内返済予定長期借入金	99,996千円
短期借入金	291,663千円
計	500,000千円

### 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,192,000	—	—	4,192,000
合計	4,192,000	—	—	4,192,000
自己株式				
普通株式	988,786	—	—	988,786
合計	988,786	—	—	988,786

(2) 配当に関する事項

#### 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	128,128	40	2019年 3月31日	2019年 6月24日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	128,128	40	2019年 9月30日	2019年 12月2日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの本総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 128,128千円
- ② 1株当たり配当額 40円
- ③ 基準日 2020年3月31日
- ④ 効力発生日 2020年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
① 現金及び預金	8,645,038	8,645,038	—
② 受取手形	686,972	686,972	—
③ 電子記録債権	1,033,327	1,033,327	—
④ 売掛金	2,687,757	2,687,757	—
⑤ 投資有価証券	268,779	268,779	—
⑥ 買掛金	(1,826,316)	(1,826,316)	—
⑦ 短期借入金	(541,663)	(541,663)	—
⑧ 未払金	(368,073)	(368,073)	—
⑨ 未払法人税等	(274,264)	(274,264)	—
⑩ 長期借入金	(396,164)	(395,764)	399

(\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(\*2) 長期借入金には、1年内返済予定長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

① 現金及び預金、② 受取手形、③ 電子記録債権並びに④ 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑥ 買掛金、⑦ 短期借入金、⑧ 未払金並びに⑨ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### ⑩ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額5,535千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「⑤投資有価証券」には含めておりません。

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	金額
退職給付引当金	244,025千円
賞与引当金	151,382
減損損失	51,339
未払事業税	19,189
投資有価証券評価損	15,003
役員退職慰労引当金	54,170
その他	82,960
繰延税金資産小計	618,080
評価性引当額	△122,180
繰延税金資産合計	495,900
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△26,013
繰延税金負債合計	△26,013
繰延税金資産の純額	469,886

### 6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,406円22銭
1株当たり当期純利益	206円64銭

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社かわでん  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ 仙台事務所

指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	後 藤 英 俊 ㊞
指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	今 江 光 彦 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社かわでんの2019年4月1日から2020年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な懐疑を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び従業員ならびに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準及び当事業年度の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ④ 第99期は監査役会を12回開催いたしました。個々の監査役の出席状況は以下の通りです。

役職	氏名	出席回数
常勤監査役	伊藤 禎昭	12
監査役（社外）	中川 隆進	12
監査役（社外）	荒木 新五	12

監査役会においては、主として常勤監査役から職務執行状況報告を受け、社外監査役の専門的知見やバックグラウンドを活かす形で相互の意見交換を行いました。この意見交換における重要事項については取締役会で取締役と情報収集及び意見交換を実施いたしました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

株式会社かわでん 監査役会  
常勤監査役 伊藤 禎昭 ㊟  
社外監査役 中川 隆進 ㊟  
社外監査役 荒木 新五 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第99期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭

#### 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額128,128,560円

なお、中間配当金として40円をお支払しておりますので当期の年間配当金は1株につき80円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

## 第2号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役3名全員が任期満了により退任いたしますので新たに監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	※ ながぬま まさみつ 長沼 正光 (1956年10月22日生)	1990年8月 当社入社 2003年1月 当社技術本部品質保証部品質管理 東京チームリーダー 2009年7月 当社製造本部山形工場品質保証検査グループ 品質保証管理チームリーダー 2017年7月 当社製造本部品質保証部副部長 2019年4月 当社技術本部品質保証部マネジャー(現任)	700株
2	なかがわ たかのぶ 中川 隆進 (1944年8月2日生)	1968年4月 大蔵省(現財務省)入省 1998年7月 大蔵省退官 2006年6月 株式会社トマト銀行取締役社長 2014年6月 株式会社トマト銀行取締役会長 2014年6月 学校法人東京経済大学理事・評議員(現任) 2015年6月 株式会社トマト銀行相談役(現任) 2016年6月 当社社外監査役(現任)	一株
3	あらしき しんご 荒木 新五 (1949年3月17日生)	1973年4月 弁護士登録 第一東京弁護士会 2016年6月 当社社外監査役(現任)	一株

- (注) 1. ※印は新任の監査役候補者であります。  
 2. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。  
 3. 中川 隆進氏と荒木 新五氏は社外監査役候補者であります。  
 4. 中川 隆進氏を社外監査役候補者とした理由は、大蔵省、銀行取締役等での知識・経験に基づき経営についての意思決定や代表取締役の業務執行などに対し客観的かつ公正な監査意見が期待できると考えたためであります。  
 5. 荒木 新五氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての知識・経験に基づき違法性のチェックを期待するとともに経営についての意思決定や代表取締役の業務執行などに対し客観的かつ公正な監査意見が期待できると考えたためであります。  
 6. 当社は中川 隆進氏と荒木 新五氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が原案通り、再任された場合は、当該契約継続する予定であります。  
 7. 当社は、中川 隆進氏と荒木 新五氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。  
 8. 中川 隆進氏及び荒木 新五氏は、現在、当社の社外監査役ではありますが、両氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって両氏ともに4年となります。

### 第3号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

監査役 伊藤 禎昭氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
いとう さだあき 伊藤 禎昭	2018年6月 当社常勤監査役（現任）

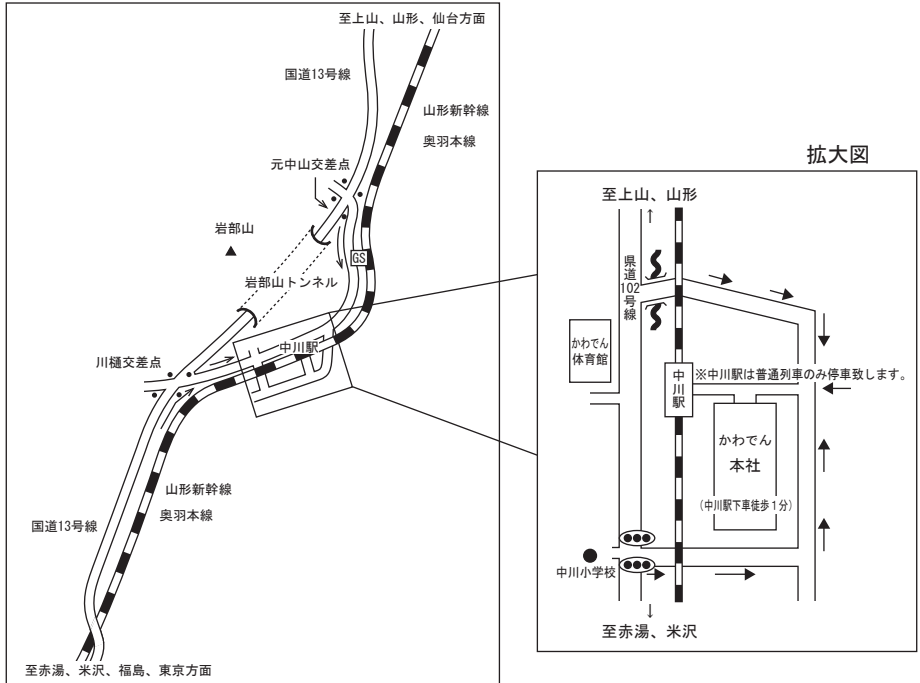
以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：山形県南陽市小岩沢225番地

当社本社

TEL 0238 (49) 2011



交通 J R奥羽本線中川駅徒歩1分

J R山形新幹線赤湯駅からタクシーで15分